

改 正 案	現 行																											
<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>第2 周波数割当表</p> <p>1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">周波数割当表 第2表 27.5MHz～10000MHz</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">国内分配 (MHz) (4)</th> <th style="width: 25%;">無線局の目的 (5)</th> <th style="width: 25%;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2545-2655 J94</td> <td>移動（航空 移動を除く。） J148</td> <td>広帯域移動無線アクセスシステム用とし、割当ては別表10-4による。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>J94 この周波数帯は、電気通信業務用を法第6条第1項の主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項の従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第26条第2項第5号口に掲げる周波数とする。</p> <p>J148 移動業務の局による2545-2555MHzの周波数帯の使用は、2505-2535MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。</p> <p>別表10-4 広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2545MHzを超え2575MHz以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2575MHzを超え2595MHz以下*</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2595MHzを超え2645MHz以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>* この周波数の使用は、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を有する無線局に限る。</p>	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	(略)	(略)	(略)	2545-2655 J94	移動（航空 移動を除く。） J148	広帯域移動無線アクセスシステム用とし、割当ては別表10-4による。	(略)	(略)	(略)	2545MHzを超え2575MHz以下	2575MHzを超え2595MHz以下*	2595MHzを超え2645MHz以下	<p>第1 総則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>第2 周波数割当表</p> <p>1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">周波数割当表 第2表 27.5MHz～10000MHz</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">国内分配 (MHz) (4)</th> <th style="width: 25%;">無線局の目的 (5)</th> <th style="width: 25%;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2545-2655 J94</td> <td>移動（航空 移動を除く。） J148</td> <td>広帯域移動無線アクセスシステム用とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>J94 この周波数帯は、電気通信業務用を法第6条第1項の主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項の従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第26条第2項第5号口に掲げる周波数とする。</p> <p>J148 移動業務の局による2545-2555MHzの周波数帯の使用は、2505-2535MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。</p>	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	(略)	(略)	(略)	2545-2655 J94	移動（航空 移動を除く。） J148	広帯域移動無線アクセスシステム用とする。	(略)	(略)	(略)
国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																										
(略)	(略)	(略)																										
2545-2655 J94	移動（航空 移動を除く。） J148	広帯域移動無線アクセスシステム用とし、割当ては別表10-4による。																										
(略)	(略)	(略)																										
2545MHzを超え2575MHz以下																												
2575MHzを超え2595MHz以下*																												
2595MHzを超え2645MHz以下																												
国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																										
(略)	(略)	(略)																										
2545-2655 J94	移動（航空 移動を除く。） J148	広帯域移動無線アクセスシステム用とする。																										
(略)	(略)	(略)																										